

会計上の見積りの開示とKAMの記載

住田 清芽

目 次

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 3. 2021年3月期のKAMの状況 |
| 2. 監査上の主要な検討事項の導入 | 4. 今後に向けて |

2021年3月期から始まったKAMは会計上の見積りに関連する事項が多く、この傾向は今後も続くと思われる。同時に適用が始まった見積りの注記項目とKAMとして選定される見積項目は一致するとは限らないが、密接に関係する。作成者または監査人のそれぞれの立場から、利用者の理解に資する記述内容の質の向上に向けた検討を継続すべきである。そのためには利用者からのフィードバックは重要である。

1. はじめに

2021年3月期から、会計上の見積りに関する財務諸表の注記と、監査報告書における監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters、以下、KAM）の記載が始まった。両者とも、日本の会計基準または監査の基準による整備が待たれていたものである。

本稿では、KAMの強制適用初年度の適用状況を概観するとともに、会計上の見積りの注記との関連について考察する。なお、意見に関する部分は、筆者の個人的な意見である。

2. 監査上の主要な検討事項の導入

(1) 監査報告書の記載内容の変遷

監査人の監査報告書は、標準文言により構成されており、どの会社の監査報告書を見ても、ほとんど内容は変わらないという状況が長らく続いてきた。これは、日本だけでなく海外も同じで、80年近くの間、世界中の監査人は定型的な監査報告書を発行してきた。もちろん、監査意見が無限定適正意見以外の監査意見が表明される場合や強調事項などが記載される場合などは、個社の状況に関する記述が含まれることになるが、それでも、監査人がどのような監査を実施したのかに関する情報は含まれていない。



住田 清芽（すみだ さやか）

公認会計士。前日本公認会計士協会監査基準担当常務理事（2010～19年）。国際監査・保証基準審議会（IAASB）メンバー（2015～17年）、金融庁企業会計審議会委員（2017年～）、同監査部会臨時委員（2010～16年）。